

徳島県本庁舎エレベーター広告事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、徳島県広告事業実施要領(以下「要領」という。)及び徳島県本庁舎広告事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、徳島県(以下「県」という。)が管理する本庁舎のエレベーターへの広告掲出について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出の場所)

第2条 本庁舎エレベーター(1号機から7号機)の内壁面のうち、県が指定する壁面とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格については、次のとおりとする。

(1) 広告規格

B2判とする。

(2) 広告の種類

規格に対応する印刷物とする。

(3) 掲出方法

県が設置したパネルを使用するものとする。

(広告の募集等)

第4条 広告の募集は、県が行うものとする。

2 広告の掲出を希望する者(以下「広告主」という。)は、原則として広告掲出開始希望日2週間前までに「徳島県本庁舎エレベーター広告掲出(変更)申込書」(様式第1号)を県に提出するものとする。掲出中の広告の内容の変更等を行う場合も同様とする。

3 県は、2の内容について要綱第14条に基づき審査を行い、その結果について「徳島県本庁舎エレベーター広告掲出(不掲出)決定通知書」(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(広告の内容等)

第5条 広告主及び掲出できる広告の内容等については、要領第3条及び要綱第8条によるものとする。

(広告掲出期間)

第6条 広告掲出期間は原則として1年とする。ただし、県が認める場合は1か月単位の掲出も可能とする。

(広告料)

第7条 広告料は、1年につき120,000円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。ただし、1か月単位の掲出の場合は1か月につき10,000円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(広告の作成及び掲出等)

第8条 広告の作成は広告主が行い、その費用は広告主の負担とする。

2 広告掲出用パネルの取付、補修、撤去及び広告の掲出は、県の責任及び負担において行うものとする。

附 則

1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要項は、施行の日以後に県が募集する広告について適用し、同日前に県が広告取扱業者と締結した契約による広告については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

徳島県本庁舎エレベーター広告掲出（変更）申込書

徳島県知事 殿

広告主住所（法人等団体の場合は所在地）

氏名（法人等団体の場合は商号又は名称
並びに代表者役職及び氏名）

（広告代理店）所在地・代表者役職及び氏名

徳島県広告事業実施要領及び徳島県本庁舎広告事業実施要綱に基づき、次のとおり広告掲出（変更）を申し込みます。

区 分		☐ 新規	☐ 継続	☐ 広告内容変更
広告掲出期間		年 月 日 ～ 年 月 日		
掲出希望枠数		枠		
予定広告料 (新規・継続の場合のみ記入)	1 年	132,000 円/年× 枠 = 円 (税込)		
	月単位	11,000 円/月× 枠× 月 = 円 (税込)		
担 当 者		所属部署		
		役職・氏名		
		連絡先		
備 考		(広告内容変更の場合は変更後の掲出期間をここに記載してください。)		

- ※ 広告デザイン案を添付してください。
- ※ 新規の場合、活動概要がわかる資料（パンフレット等）を添付してください。
- ※ 掲出が決定した場合、広告料は県が指定した日までに県が発行する納入通知書により一括して納付していただきます。
- ※ 申込多数の場合、又は審査の結果によって広告掲出をお断りする場合があります。

(様式第 2 号)

令和 年 月 日
第 号

殿

徳島県知事

徳島県本庁舎エレベーター広告掲出（不掲出）決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのありました徳島県本庁舎エレベーター広告掲出について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 広告掲出の可否
- 2 掲 出 枠 数
- 3 掲 出 期 間
- 4 広 告 料